

## 指定管理者候補者の選定結果について

南区区民生活課所管の新潟市白根斎場について、令和7年9月16日より指定管理者を公募しておりましたが、以下のとおり候補者を選定しました。

施設名	新潟市白根斎場	区分	公募																								
所在地	新潟市南区鍋潟638番地1																										
施設の概要	新潟市白根斎場は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、火葬業務を行う目的で設置され、現在の施設は平成18年12月より業務を開始した。施設は、火葬炉設備、告別ホール、収骨室、待合室等を有しており、火葬業務、収骨業務、施設の維持管理業務などを行っている。																										
指定管理者 申請者 評価会議	委員 梅澤 克博 (梅澤公認会計士事務所) 委員 小瀬 知洋 (新潟薬科大学応用生命科学部 教授) 委員 真保 慶一 (南区小林コミュニティ協議会) 委員 細田 あや子 (新潟大学人文社会科学系 教授) 委員 山田 豊 (社会保険労務士 山田事務所)																										
指定管理者 (候補者)	名称 株式会社宮本工業所 代表者 代表取締役 宮本 芳樹 所在地 富山県富山市奥田新町12番3号																										
指定期間 (予定)	令和8年4月1日～令和13年3月31日																										
選定理由	<p>指定管理者候補者の選定にあたっては、2団体から応募があり、新潟市白根斎場指定管理者申請者評価会議において、上記応募者から提出を受けた事業計画書等の資料をもとに、事業計画、事業提案、収支計画等について選定基準に基づき評価を行った。</p> <p>その後、評価会議における評価結果を参考に検討した結果、下記の理由により、上記の候補者が最適であるとして選定した。</p> <p>①施設に対する要望や苦情の聴取方法が具体的で、対応が適切であること。 ②職員の地元雇用により、地域及び地域経済に貢献が期待できること。 ③火葬炉設置業者としてきめ細やかな点検を行うことが可能で、火葬炉の寿命延長に貢献していること、及び環境への汚染軽減が図られることが期待できることなど、他団体の提案に比べて総合的に優れている。</p> <p>なお、候補者選定の参考とした評価会議における評価結果は、別表のとおりである。</p>																										
スケジュール	<table> <tr> <td>第1回評価会議</td> <td>7月 7日</td> <td>※ 施設概要説明・施設現地確認</td> </tr> <tr> <td>第2回評価会議</td> <td>7月30日</td> <td>※ 仕様書・選定基準等の決定</td> </tr> <tr> <td>募集要項等公表</td> <td>8月18日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>募集説明会</td> <td>9月 2日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>質問受付</td> <td>9月 2日～ 8日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>応募受付</td> <td>9月16日～19日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3回評価会議</td> <td>10月10日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">今後、市議会での審議・議決を経て、指定管理者に指定される。</td></tr> </table>			第1回評価会議	7月 7日	※ 施設概要説明・施設現地確認	第2回評価会議	7月30日	※ 仕様書・選定基準等の決定	募集要項等公表	8月18日		募集説明会	9月 2日		質問受付	9月 2日～ 8日		応募受付	9月16日～19日		第3回評価会議	10月10日		今後、市議会での審議・議決を経て、指定管理者に指定される。		
第1回評価会議	7月 7日	※ 施設概要説明・施設現地確認																									
第2回評価会議	7月30日	※ 仕様書・選定基準等の決定																									
募集要項等公表	8月18日																										
募集説明会	9月 2日																										
質問受付	9月 2日～ 8日																										
応募受付	9月16日～19日																										
第3回評価会議	10月10日																										
今後、市議会での審議・議決を経て、指定管理者に指定される。																											
所管部署 (問い合わせ先)	南区 区民生活課 生活環境担当 TEL: 025-372-6145 (直通) E-mail: kumin.s@city.niigata.lg.jp																										

### 【参考】指定管理期間の評価（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

指定管理者	株式会社宮本工業所
総評	斎場業務全般において施設管理が行き届き、利用者が心地よく安全に利用できる環境を整え、適切な運営を継続している。利用者満足度も高く、事業収支計画において問題なく健全な管理運営を行っており、指定管理者として優良と評する。

別表（評価結果）

選定基準・評価項目			配点	候補者	次点
評価表による評価	施設の平等利用の確保	経営理念・経営方針、申請の動機	5点	4.4	4.2
		施設の管理運営方法	10点	8.4	7.4
	施設の効用を最大限に發揮し、管理経費の縮減が図られる	予算の範囲内での適正な執行	5点	4.2	3.4
		要望や苦情の把握・対応	10点	9.0	6.8
		管理経費の適正把握	10点	8.2	7.2
	事業計画に沿った管理を安定して行う能力	従事者の雇用・労働条件	7点	6.6	5.2
		賃金水準スライドの反映方法	3点	2.8	2.8
		人材育成・業務改善の取組み	5点	4.0	3.6
		施設管理の方策	10点	8.4	7.2
		安全確保、災害発生時の対応、事故防止や発生時などの緊急対応	5点	4.8	3.6
		環境保護の取組み	5点	4.4	3.8
		斎場の管理実績	10点	9.6	8.2
		事務の適正な執行、関係法令の遵守、守秘義務の徹底、個人情報保護の取組み、ハラスメント防止の取組み	5点	4.0	3.6
		地元経済振興及び雇用確保の取組み	10点	9.0	7.4
	合 計		100点	87.8	74.4
評価表以外の評価	総合実績評価による加（減）点		—	0	—
	市内中小企業者等への加点		—	0	0
合 計			—	87.8	74.4

※点数は、評価会議の委員5名の平均

## 新潟市白根斎場 指定管理者申請者 事業計画概要の比較

市民厚生常任委員会  
令和7年12月17日  
南区区民生活課  
議案第138号 資料3

南区区民生活課

項目	株式会社 宮本工業所	次点
1. 事業者の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本社所在地設立 S34. 4. 1</li> <li>○資本金 5千万円</li> <li>○従業員数 445名</li> <li>○事業内容 火葬炉・工業炉の設計、製造、斎場の運営・維持管理</li> <li>○施設管理実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理 県内 3 斎場 (新潟市新津斎場・白根斎場、糸魚川市斎場)</li> <li>全国 67 斎場</li> <li>・火葬業務受託 239 斎場 (グループ企業含む)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本社所在地設立 H19. 10. 12</li> <li>○資本金 1千万円</li> <li>○従業員数 146名</li> <li>○事業内容 火葬炉の管理運営、斎場の運営・維持管理</li> <li>○施設管理実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理 県内 1 斎場 (三条市斎場※R6まで)</li> <li>全国 1 斎場</li> <li>・火葬業務受託 14 斎場</li> </ul> </li> </ul>
2. 経営理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営理念「やすらぎと厳粛さが求められる 人生の終焉をお送りする斎場において 真心と品位をもってご遺族に接し 故人を偲び生命の尊厳を静かに考察して頂く場を提供する」</li> <li>・経営理念の実現に向けて行動規範を定め、心情への配慮、公共施設としての平等性、地域との協調を目指した斎場運営を行います。</li> </ul>	企業理念は、「人財」「環境」「貢献」 「人財」は従業員への想い、「環境」は施設や地域社会、「貢献」は社会貢献・利用者満足度を表し、火葬場の運営管理業務における一元化を推進し、公共施設にふさわしい安定的かつ効率的な運営を目指します。
3. 指定管理者申請の動機	平成18年から今日まで指定管理者として白根斎場の管理運営を受託。これまでの経験を基に、新潟市の施策や施設設置の目的・基本理念等に沿いながら、ご遺族の心情と地域の風習に沿った運営を行います。	私たちが目指すのは、「白根斎場」がただの施設ではなく、地域の誇りとなり、次世代へ語り継がれる存在になることです。
4. 事業計画	<p>(1) 運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国での斎場管理経験に加え、白根地域の風習を尊重した利用者に信頼して頂ける運営を継続します。</li> <li>・日常点検と適切な定期メンテナンスで施設の長寿命化を図り、コストダウンにつなげます。</li> <li>・公の施設として、家族葬への対応や障がい者、高齢者など、全ての利用者に対して公平、平等な運営を行います。</li> <li>・故人との最後のお別れの場において、厳粛性と安らぎが感じられる葬送を職員一人ひとりが心を込めてご提供し、ご遺体の尊厳性を確保した斎場運営を行います。</li> </ul> <p>(2) 施設管理の方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火葬炉メーカーとして、火葬炉設備を十分理解した職員が設備の持つ性能・機能を最大限に活かした運営と点検表に基づき各日常点検、定期点検を実施します。</li> <li>・施設管理の各業務は必要な有資格者により適正に行います。</li> <li>・専門性の高い業務や各業法による制限が設けられている業務については、外部委託を行い適正な保守、維持管理を行います。</li> </ul>	<p>(1) 運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の管理に当たり「関係法令の遵守」、「公平・平等な管理運営」、「きめ細かいサービスの提供」「経費縮減の実施」、「施設の長寿命化」の取り組みにより、安全・安心で効率的かつ利用者に配慮した管理運営を行います。</li> </ul> <p>(2) 施設管理の方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社は、火葬場を常に安全かつ清潔に維持し、利用者が安心して利用できる環境を最優先に整備しております。</li> <li>・火葬炉や排気設備などの専門設備は法令に基づく定期点検・予防保全を計画的に実施し、突発的な故障を防ぎます。また、施設全体の清掃・衛生管理を徹底し、省エネ製品の導入や効率的な運用により経費の適正化と環境負荷低減にも努めます。緊急時には、非常用発電機や関係機関との連携により、業務を継続できる体制を整備します。これらの取り組みにより、公共施設としての信頼と品格を保ちつつ、長期的かつ安定的な運営を行っていきます。</li> </ul>
5. 収支計画 (指定期間の合計)	<p>(収入)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理料 229,305千円</li> <li>○自主事業収入 45千円</li> <li>●合計 229,350千円</li> </ul> <p>(支出)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人件費 116,800千円</li> <li>○管理費 103,295千円</li> <li>○事務費等 9,255千円</li> <li>●合計 229,350千円</li> </ul>	<p>(収入)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理料 210,860千円</li> <li>○人件費 92,500千円</li> <li>○自主事業収入 200千円</li> <li>○管理費 110,110千円</li> <li>○事務費等 8,450千円</li> <li>●合計 211,060千円</li> </ul> <p>(支出)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人件費 92,500千円</li> <li>○管理費 110,110千円</li> <li>○事務費等 8,450千円</li> <li>●合計 211,060千円</li> </ul>
6. 組織、人員体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置職員は4名を計画し、全てを正社員で雇用します。</li> <li>・正社員雇用を行う上で、職員が責任感を持ち業務に取り組むことに繋がると共に、雇用を安定させることができます。</li> <li>・現在就業している社員を継続雇用し、引き継ぎ労働関係法令を遵守した雇用・労働条件を遵守します。</li> <li>・友引を中心にローテーションを組み、職員の適正な休日を確保します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火葬場業務に従事する職員の安定した雇用と適正な労働条件の確保が、公共サービスの質を守る上で重要であると考えます。</li> <li>・労働基準法や最低賃金法の遵守はもちろん、社会保険完備、適切な勤務体制、年次有給休暇の取得推進を徹底しています。また、専門性を持つ人材が長期に安心して従事できるよう、処遇改善や研修制度を整備し、モチベーションの維持向上に努めます。</li> </ul>
7. 賃金水準スライドの反映方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者が行う業務のうち主要業務の多くを担う斎場常駐職員4名の賃金を賃金水準スライド対象とします。</li> <li>・賃金水準スライドによる変動額は予測が困難なため、賞与、手当による還元方法を予定しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度ごとに賃金の見直しを実施し、反映させています。</li> <li>・「賃金水準スライド方式」に基づき、同時期に賃金へ反映いたします。将来的に最低賃金が1,500円となることを見据えた検討をしています。</li> </ul>

項目	株式会社 宮本工業所	次点
8. 安全確保及び緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>火葬炉設備のトラブルが発生した場合は、斎場職員からの連絡を受け宮本工業所の技術員を派遣すると共に、遠隔保全システムによる初期診断を行い、初期対応を開始します。</li> <li>トラブルに対応するための人員不足に対応するため、近隣地区的受託斎場(新潟県内 3 斎場 8 名ほか富山県 38 名、長野県 37 名)から業務経験のある人材を応援派遣し、斎場業務を継続させます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「利用者の安全」と「職員の安全」の両面が重要と考えます。高温・火気・化学物質・搬送設備など、火葬場での特有のリスクを体系的に管理することが「安全確保」と考えます。</li> <li>災害発生時においても「職員および利用者の安全最優先」を基本に、迅速かつ的確な初動対応を行うことを基本方針とします。(発災後、斎場まで約 4.5 分で駆け付けが可能)</li> </ul>
9. 要望・苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>収集する手段としてハガキ形式の利用者アンケートを実施し、アンケートで寄せられた利用者の声を斎場運営に反映します。</li> <li>市内葬祭事業者との懇談会を定期的に開催し意見交換を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての利用者に対して平等かつ誠実な対応に努めます。</li> <li>利用者からのご要望やご指摘、苦情については、真摯に受け止め、市へ報告するとともに、改善策を策定し、施設環境の向上に活かします。苦情対応は、基本方針に則り、職員間で対応の差が生じないよう徹底します。</li> </ul>
10. 個人情報の取扱いコンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>「従業員に関する個人情報保護規定」「顧客に関する個人情報保護規定」を定め、コンプライアンスの徹底を図っています。また、斎場運営に必要な各種法令について、指定管理業務研修、責任者ミーティングを通して職員に周知します。</li> <li>責任者ミーティングや新入社員研修において、ハラスメント防止についての講習を定期的に実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ISO/IEC 27001:2022 (JIS Q 27001:2023) に基づく ISMS 認証を取得しており、国際基準に準拠した情報管理体制を構築・運用しています。また、個人情報保護士が在籍しており、職員を対象とした個人情報の取扱いに関する研修を実施します。</li> <li>全職員を対象としたハラスメント防止に関する教育を徹底するとともに、本部に相談窓口ダイヤルを設置し、発生防止及び早期解決に向けた体制を整えます。</li> </ul>
11. 地域経済振興及び雇用確保の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置職員 4 名は全員新潟市民です。職員を正社員で雇用することで、これまで継続的に安定した雇用を地域に創出してきました。</li> <li>業務委託先、物品購入先は地元企業を優先するとともに、事業者登録により法人県民税、法人市民税などを納付します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>火葬場運営を通じて地域社会の一員としての役割を果たし、地元経済の振興に貢献することを重要な使命と考えております。可能な限り地元居住者を優先的に採用し、安定した雇用を確保します。</li> <li>施設運営に必要な物品・資材（消耗品・燃料・祭壇用備品等）や、保守・清掃といったサービスについて、地元業者からの調達を優先します。地域商工会や関係団体と連携し、必要に応じた資材供給や協力体制を築きます。</li> </ul>
12. 環境保護の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>火葬炉設備を正しく使い、「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」による運転管理を行う事で、周辺環境への負荷を低減します。</li> <li>効率的な火葬を実践し燃料消費量の縮減を目指すこと、及び適切なメンテナンスを行い、設備の長寿命化を図る事により環境保護に取り組みます。</li> </ul>	副葬品による排出ガス抑制や LED 電球などへの切り替えを利用した省エネルギーの推進、廃棄物の適正処理、環境負荷の低減に努めるとともに、法令を遵守した持続可能な施設運営を実現してまいります。